

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

昭和50年12月20日付けで会社を退職した後は無職だったので国民年金に加入していなかったが、結婚(52年4月)して住所が変わるのを契機に一括して国民年金保険料を納付することにした。A町役場で、国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む50年12月から52年3月までの保険料を同年3月12日に一括納付した。その時に受け取った同町の国民年金保険料カードを所持しているため、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において、国民年金保険料の未納は無く、一部期間は前納や付加保険料納付を行っているなど、年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、結婚(昭和52年4月)により住所を変更する前にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、それまでの保険料を一括して納付したとして、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年12月21日として、52年3月18日に払い出されていることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものとみられる。この加入手続き時期は申立人の主張する時期と一致しており、この時期を基準とすると、申立期間については、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人が所持するA町の国民年金保険料カードを見ると、申立期間

を含む昭和 50 年 12 月から 52 年 3 月までの保険料（2 万 1,200 円）が同年 3 月 12 日にまとめて納付されていることが確認できる。このことから、申立人は、前述のとおり、過年度納付可能であった申立期間の保険料を遡って納付したものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月及び同年2月

会社で人事総務担当の仕事をしていたため、退職する社員に対して、「年金は大事なので、退職後すぐに国民年金の加入手続をするようにしなさい。」と助言していたことから、私が昭和45年1月31日に退職した際には、その2日後ぐらいにA市B区役所に行き、妻の分と一緒に国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得したため、当時3か月ごとの保険料納付であったが、2か月の保険料を妻が自身の保険料と一緒に集金人か同区役所で納付した。1か月の保険料額は、200円か300円であった。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月31日に退職し、その2日後ぐらいにA市B区役所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、国民年金の加入手続が行われたのは、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、同年2月2日頃と推認できることから、申立人の記憶と符合している。

また、申立人の国民年金被保険者期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年1月31日から、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年3月10日までとされていることから、申立期間については、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、妻が自身の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したとしているところ、妻の申立期間の保険料は納付済みとされている上、申立期間は2か月

と短期間である。

加えて、申立人は、妻が集金人かB区役所で保険料納付を行い、申立期間の保険料額については、1か月200円か300円であったとしているところ、A市では、申立期間当時は集金人が保険料を徴収していた時期で、区役所でも保険料を納付することは可能であったとしている上、妻が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額（250円）とおおむね一致していることから、申立人の記憶は明確である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

夫(申立人)は、昭和47年9月頃、私(申立人の妻)と同じ時期に住み込みで働いていたA市の勤務先で、同市に勤務していたお客さんに勧められて国民年金の加入手続を行った。すぐには国民年金保険料を納付できなかったためお金をためて私の保険料と一緒に現金で集金人にまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び同払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和41年\*月\*日(20歳到達時)として48年7月10日にB市に払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入手続状況から、同年8月頃に初めて行われたものとみられる。その加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から49年3月までの保険料については、現年度納付することが可能であった。

また、妻は、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされており、公簿及び妻のB市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、昭和48年8月21日にA市からB市に転入したことが確認できる。同市の妻の国民年金被保険

者名簿の検認記録を見ると、47年4月から48年9月までの各月欄には、「**納**（B市によれば、同市に転入前に保険料が納付されたことを表すとしている。）」のゴム印が押され、同年10月から49年3月までの各月欄には「49.4.-1」のゴム印が押されていることが確認できる。これらのことから、妻は48年10月から49年3月までの自身の保険料を同市に転入後の同年4月頃に現年度納付したものとみられ、妻が同様に現年度納付が可能であった申立期間のうち、48年4月から49年3月までの申立人の保険料についても、同時期に現年度納付したと考へても不自然ではない。

- 2 申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月までについては、前述の加入手続時期を基準とすると、申立人は、当該期間当時、国民年金に未加入となり妻は申立人の保険料をA市で納付することはできなかったものとみられる。

また、当該期間の保険料は、過年度納付することは可能であったものの、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、B市の国民年金被保険者名簿の検認記録の昭和47年度欄は未納とされていることが確認できる。前述のとおり、申立人は、同市において国民年金加入手続を初めて行っており、当該期間の保険料が同市転入以前に納付されている妻とは事情が異なる上、申立人は既に亡くなっており、当該期間の申立人の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。これらのことから、妻が申立期間のうち、申立人の47年9月から48年3月までの保険料を過年度納付したものとまで推認できない。

- 3 申立人が申立期間のうち、昭和47年9月から48年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月2日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに当該賞与に係る記録が無いので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年2月賞与台帳により、申立人は、申立期間について、20万円の賞与の支払を受け、18万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成21年2月賞与台帳において確認できる保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月2日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに当該賞与に係る記録が無いので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年2月賞与台帳により、申立人は、申立期間について、30万円の賞与の支払を受け、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成21年2月賞与台帳において確認できる保険料控除額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月2日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに当該賞与に係る記録が無いので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年2月賞与台帳により、申立人は、申立期間について、20万円の賞与の支払を受け、18万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成21年2月賞与台帳において確認できる保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月2日

年金記録を確認したところ、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに当該賞与に係る記録が無いので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年2月賞与台帳により、申立人は、申立期間について、20万円の賞与の支払を受け、18万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成21年2月賞与台帳において確認できる保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届が未提出であったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は50万円、申立期間②は44万円、申立期間③は48万9,000円、申立期間④は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月25日  
② 平成19年12月25日  
③ 平成20年8月25日  
④ 平成20年12月25日

申立期間において、A事業所から賞与が支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①、②、③及び④の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は50万円、申立期間②は44万円、申立期間③は48万9,000円、申立期間④は43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、申立期間①は80万円、申立期間②及び③は58万6,000円、申立期間④は57万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月25日  
② 平成19年12月25日  
③ 平成20年8月25日  
④ 平成20年12月25日

申立期間において、A事業所から賞与が支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成19年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①、②、③及び④の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は80万円、申立期間②及び③は58万6,000円、申立期間④は57万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年3月まで

昭和47年6月頃に、46年6月から47年5月までの国民年金保険料はA市役所で1年分まとめて納付し、同年6月からは、毎月、店に出入りしていた信用金庫の担当者に私と夫の二人分の保険料の納付を依頼していた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、国民年金加入手続を行った時期、申立期間の保険料の納付金額等についての具体的な記憶は無く、加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者のオンライン記録、国民年金手帳記号番号払出補助簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和50年5月頃にA市で行われ、この手続において、申立人が20歳に到達した46年\*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、50年5月頃に申立人の国民年金加入手続が行われるまで国民年金に未加入であったことになり、申立人が主張する保険料の納付時期に申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までについては、店に出入りしていた信用金庫の担当者に申立人及び夫の二人分の保険料の納付を依頼していたとしており、夫は納付済みとされている。しかし、夫の国民年金加入手続は40年8月頃に行われたものとみられ、当該期間について



は、夫は既に国民年金被保険者資格を取得しているのに対し、申立人は上記のとおり当時未加入であったことから状況は異なり、夫の納付記録をもって申立人が当該期間の保険料を納付していたとは言い難い。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる時期（昭和50年5月頃）は第2回特例納付が実施されていたことから、当該制度を利用することにより、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったものの、申立人は申立期間の保険料を特例納付した記憶は無いとしている上、申立人が保険料をまとめて納付したとするA市役所では、特例納付による保険料を収納することはできなかったとしていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとも考え難い。

このほか、A市の国民年金に係る記録においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料は全て未納とされている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時一緒に住んでいた姉の保険料は納付されているので、同じ娘である私の申立期間の保険料も母親が納付してくれていたと思う。

母親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の国民年金受付処理簿における資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年6月頃に行われ、この手続において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月に国民年金被保険者資格を取得する事務手続が行われたものとみられる。このことから、申立人は申立期間については、国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時同居していた姉の保険料が納付済みとされていることから、母親が姉と同様に申立人の保険料も納付してくれていたと思うとしている。しかし、姉の国民年金手帳記号番号前の任意加入被保険者の国民年金受付処理簿における資格取得状況から、姉の国民年金加入手続は昭和41年10月頃までには行われていたとみられ、同年6月から国民年金被保険者資格を取得しているのに対し、申立人は上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入であることから、姉の保険料が納付されていることをもって申立人の保

険料が納付されていたものと推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで

申立期間の国民年金保険料について未納とされているが、20年近く経過した今となっては、当時納付したのかどうか全く覚えていないので、未納とされている根拠を知りたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続を行った者、加入手続時期及び年金手帳の受領について覚えていないとし、申立期間の国民年金保険料については自身で毎月現金で納付したとするものの、納付場所及び納付金額についての記憶は定かではないとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月2日にA市B区で払い出されており、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って3年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。納付記録を見ると、被保険者資格を取得した平成3年度の保険料が4年7月16日に過年度納付され、その後、同年4月から同年8月までの保険料が同年7月17日に現年度納付され、同年9月から5年2月までの保険料が2か月ごとに納付されたことが確認できるものの、同年1月及び同年2月の保険料が同年3月11日に納付されて以降、申立期間の保険料は未納とされている。同市の国民年金保険料検認状況一覧票の4年度の検認状況によれば、申立人は、同年4月から5年2月までの期間を定額入金済、同年3月は「(ブランク) …未入金」、納付月数を11、検認金額を10万6,700円とされており、5年度は「(ブ

ランク) …未入金」、納付月数0、検認金額0とされていることから、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録には平成7年12月6日に過年度納付書が作成された記録があることから、納付書作成時点で申立期間のうち、時効が成立していない5年11月から6年3月までの保険料に未納があったものと推認され、申立人は、申立期間の保険料を毎月現金で納付したとしていることから、申立期間の保険料を遡って過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成元年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から平成元年1月まで

私は、昭和56年7月に会社退職後、A市B区役所で国民年金について相談した。その時同区役所の担当者から、相談は今後電話でするように言われ、後日電話をしたところ「申請免除の手続をしておいてやる。」と言われたため、申立期間について申請免除とされていると思っていたのに、免除とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月に会社退職後、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、A市B区役所に電話した時、同区役所の職員から「申請免除の手続をしておいてやる。」と言われたので、申立期間について申請免除とされているはずだとしているが、同市によれば電話で免除申請手続を行うことはできず（免除申請には、必ず押印が必要。）、免除が承認された場合であってもその後の期間については毎年4月に免除申請が必要であるとしている上、申立人は申立期間に係る申請免除の承認又は却下の決定通知を受け取った記憶は無いとしており、申立人の申立期間に係る申請免除に関する詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の国民年金の加入記録が無く、A市の国民年金被保険者名簿においても昭和42年9月2日（当初同年10月8日。平成8年に訂正されたものとみられる。）に資格喪失した後、同年5月30日に再び資格を取得するまで国民年金に加入していた記録は無いなど、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料の免除申請を行うことはできなかつたとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3265 (事案 587 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、婚姻後A市B区の文化住宅に住んでいたが、昭和42年4月頃から子供の遊び仲間として隣人のCさんと親しくなった。国民年金の加入手続をCさんと一緒にしたかどうかは記憶に無いが、その頃文化住宅に集金に訪れていた同区役所の職員に私たち夫婦の加入手続をしてもらった上で、Cさんと一緒に保険料を納付するようになった。国民年金保険料は、一人当たり1か月100円から250円だったと記憶しており安いと思っていた。Cさんの消息は不明である上、申立期間の納付を証明するものも無いが、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間(当初は昭和36年4月から43年3月まで)に係る申立てについては、申立人は国民年金保険料が100円程度で夫が150円程度であったとし、集金に訪れていたB区役所の職員に夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、i)申立人の国民年金手帳記号番号は44年1月16日に夫婦連番で払い出されており、この払出日を基準とすると、申立期間のうち36年4月から41年9月までは時効により納付できないこと、ii)申立期間については、夫も未納とされていること、iii)納付が可能であった同年10月以降の期間については、過年度納付となるため区役所では取り扱っていないこと、iv)保険料月額は、夫婦とも同額(同年12月まで100円、42年1月から200円)である上、実際に差が生じた時期は夫が35歳となった43年\*月であり、申立人の主張とは一致しないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間を昭和42年4月から43年3



月までの1年間に短縮し、申立期間の保険料を1か月当たり100円から250円だったと変更して、当時同じ文化住宅に住んでいたCさんと一緒に納付したと当初の申立内容に追加しているものの、保険料額の記憶が曖昧であり、一緒に納付したとするCさんを特定できないことから、申立期間の保険料納付状況について確認できない上、申立人の主張はおおむね当初の申立てと同じ内容であり、これら情報については申立期間の保険料を納付したことまでをうかがわせるものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

国民年金は、勤め先の店に年金制度開始頃から保険料の集金に来ていた女性に何度も加入を勧められていた。婚姻した時、店の主人(叔母)にも「この機会に加入しなければ後で後悔する。」と言われたので、昭和47年4月から5月頃に妻と二人でA市B区役所の年金窓口で国民年金加入手続を行った。保険料は、集金人から遡って納付できることを聞いていたので、手続時に同区役所で妻と共に2年前に遡って保険料を納付した。納付した保険料額は思い出せないが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻(昭和47年4月)を契機に、同年4月から5月頃に夫婦二人でA市B区役所に行き、国民年金加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年12月7日に同区に夫婦連番で払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は同年12月頃に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人の20歳到達日である37年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効となり、納付書が作成・送付されることはないことから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、集金人に遡って保険料が納付できることを聞き、夫婦二人

で国民年金加入手続を行い、夫婦共に2年前に遡って保険料納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録を見ると、申立人及びその妻は、昭和50年4月から52年3月までの2年間分に「**現**」と記載されており、保険料がまとめて過年度納付されていることが確認できることから、申立人が妻と一緒に国民年金加入手続を行い、2年前に遡って納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6836（事案1840、4222及び5307の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から12年6月21日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして過去3回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年10月28日付け、22年9月1日付け及び23年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

しかし、結果に納得できないので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社から提出された平成4年1月から9年3月までの期間に係る賃金台帳（支給控除一覧表）により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できること、ii) 事業主が「申立人に係る厚生年金保険の資格取得手続は行わず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言していること、iii) 申立人が申立期間を含む昭和62年6月21日以降の期間において国民健康保険の被保険者であったこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再度の申立てについては、申立人から新たに国民健康保険料未納保険料残額明細書が提出されたものの、当該明細書は、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証拠資料とは認められないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め

られないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々度の申立てについては、申立人は、「A社が、自分を厚生年金保険に加入させなかったことに納得できない。」と主張するものの、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「法律上、厚生年金保険に入れるべきものを入れていない会社が悪い。法律を犯しているのに何の措置もないのか。」と主張し、申立期間について再々々度申し立てている。

しかし、当該主張については、当委員会で判断すべき内容ではなく、ほかに今回の申立ての理由は無いことから当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年10月1日まで

私は、昭和44年9月から52年1月末までA社で勤務していた。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間には厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

i) 申立人から提出された昭和50年1月8日付けのA社発行の「表彰状」に勤続満5年と記載されていること、ii) 44年11月に入社したとする同僚が、「自分と申立人はほぼ同時期に入社した。」と証言していることから、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間の大半の期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても不明であると回答している。

また、前述の同僚は、「私も申立人と同じ正社員であったが、入社時に会社から厚生年金保険への加入は無いと聞き、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚には、当該期間において国民年金の加入記録が確認できる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和50年10月1日に当該資格を取得している同僚も、当該資格取得日以前から同社に勤務をしていたと証言していることから、同社は、当時、必ずしも入社と同時に当該資格を取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の記録によれば、申立人のA社における雇用保険被保険

者資格取得日は昭和50年10月1日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月31日から23年8月31日まで

昭和23年12月に結婚が決まり、結婚準備のため、A事業所を退職したが、21年8月で資格を喪失していることはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和21年8月31日以降もA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は、昭和23年8月14日に法定解散しており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立人の退職時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が退職した時点で勤務していたと記憶する上司は、昭和22年7月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、当時のA事業所では、実際の退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が必ずしも一致していないことがうかがえる。

このほか、申立人の退職時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から39年3月31日まで  
② 昭和39年5月1日から41年3月31日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年3月31日の前後3年以内に資格喪失し、受給資格のある21人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、この中には、申立人と脱退手当金支給決定日が同じ者がおり、このほかにも支給決定日が同一の者がみられることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月11日から35年1月16日まで  
② 昭和35年7月13日から37年4月25日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月25日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、47年7月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い上、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は43年6月29日であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間が同一の記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から36年9月30日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に支給記録が確認できる上、A社の現在の事業主は、「従業員に脱退手当金の制度を説明した上で、代理で請求手続を行っていたようだ。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。